

平成 23 年 9 月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)			区分		
12	アスベストの飛散防止に関するモデル事業(環境監視事業)			(新規)	拡大	継続
会計区分	款	項	目	所管		
一般会計	4	3	2	環境局 環境共生部 環境対策課		
事務事業の位置付け						
しあわせ倍増プラン2009		番号		事業名		
総合振興計画新実施計画		事業コード		事業名		
根拠法令・条例・規則等		大気汚染防止法、さいたま市生活環境の保全に関する条例				
予算要求事業の概要						
内容	吹付けアスベスト等が使用されている特定建築材料に係る無届工事や不適正処理の実態を把握するため、建設リサイクル法の届出を受理した解体工事現場の実地調査を実施します。					
目的・目標	<p>&lt;目的&gt; アスベスト除去工事については「大気汚染防止法」及び「さいたま市生活環境の保全に関する条例」等によりアスベスト飛散防止対策が図られているところですが、国会等で法律上必要な届出がなされていないと指摘されています。さいたま市は環境省より委託を受け、アスベスト飛散防止対策に資する解体工事現場の実地調査を実施します。</p> <p>&lt;目標(平成 23年度末)&gt; 建設リサイクル法の届出を受理した解体工事現場について150件実地調査します。</p>					
現状と課題	<p>&lt;現状(平成22年度)&gt; 1 建設リサイクル法の解体工事の届出件数 1,796件 2 建設リサイクル法の解体工事のバトロール件数 205件 3 大気汚染防止法のアスベスト除去工事(解体工事に限る)の届出 10件 4 大気汚染防止法のアスベスト除去工事(解体工事に限る)の立入件数 13件</p> <p>&lt;課題&gt; 1 委託業者には立入権限が無いことから、身分証明書等を発行する必要があります。 2 届出の工程表をもとに日程調整するため、工事の進捗状況によっては、特定建築材料の目視確認が困難になる場合があります。</p>					
今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年10月 業者決定</li> <li>平成23年11月～12月 調査</li> <li>平成24年1月 調査報告書作成</li> <li>平成24年2月 環境省へ調査結果報告</li> </ul>					

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	国会等で建築物の解体時に必要な届出がなされていない事例があると指摘されました。このような背景から環境省が緊急的に建築物の解体現場の実態把握が必要と考え、さいたま市と吹田市が環境省の要請を受けて調査に協力することとなりました。
	実施義務	根拠法令等 大気汚染防止法、さいたま市生活環境の保全に関する条例
	他市の実施状況	政令市： 管内他市：
効果	対象者 効果	解体業者 解体工事現場の実態把握と法律改正等への基礎資料となります。

3 補正前予算と補正予算要求の内容 (単位：千円)

区分	金額	備考
平成23年度	補正前予算	0 <積算内訳>
	財源内訳	
9月補正予算	補正予算要求	2,483 <積算内訳> 1 アスベストの飛散防止に関するモデル事業
	財源内訳 国庫支出金	2,483 ・国庫委託金
	財政局長査定	2,483 <査定内容> 1 アスベストの飛散防止に関するモデル事業
	財源内訳 国庫支出金	2,483 ・国庫委託金
<査定理由> 解体現場におけるアスベスト除去工事の実態把握をするために必要であると判断し、9月補正予算に計上することとしました。		
市長査定	2,483 <査定内容> 1 アスベストの飛散防止に関するモデル事業	
財源内訳 国庫支出金	2,483 ・国庫委託金	
<査定理由> 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。		